

主張の規範はどのように理解されるべきか

——諸見解の整理と検討——*

須田悠基

概要

One of the central topics in contemporary epistemology is the norm of assertion. This norm concerns the standards that determine when an assertion is appropriate or successful. Many philosophers regard it as indispensable for understanding our epistemic practices, largely because of its close connection to testimony, which is widely examined as a primary means of transmitting knowledge. Since testimony typically takes the form of assertions, its reliability and capacity to convey knowledge may depend on whether the relevant assertions satisfy the norm of assertion. On this view, testimony can serve as a source of knowledge because assertions are made in ways that conform to the norm.

Despite its significance, the content and status of the norm of assertion remain contested. Philosophers have advanced a variety of competing accounts, which makes it difficult to capture the overall structure of the debate or to identify clear points of consensus. Disagreement also arises with respect to how the norm connects to broader issues—for instance, whether speech in fiction can count as assertion, or how assertion relates to other epistemic issues or concepts.

This paper therefore aims to survey the main positions on the norm of assertion, to clarify their differences, and to evaluate which views are currently more defensible. By mapping the field in this way, the discussion can proceed on a clearer basis, helping to advance debate in epistemology. Moreover, since the norm of assertion is closely linked not only to testimony and knowledge transmission but also to broader questions in the philosophy of language, a clearer understanding of its role is expected to benefit future research across related areas.

* *CAP* Vol. 16 (2025) pp. 589-612. Submitted: 2025.10.02. Accepted: 2025.12.26. Category: サーヴェイ論文.
Published: 2026.01.19.

Keywords: 主張、主張の規範、証言の認識論、発語内行為、言語行為論

0 はじめに

現代の認識論で特に重要な検討主題として考察が進められているものの1つに、〈主張の規範 norm of assertion〉があることは疑いえない。主張の規範は、〈主張 assertion〉という言語行為の成否や適切性にまつわる規範である。認識論の議論では、この規範を、我々の認識実践を分析・検討する上で不可欠なものと思ふ論者も多い。というのも、現在の認識論において知識伝達の主要な方法として検討が進められている中心的概念の1つである〈証言〉と、この規範は密接に関わるとされるからである。証言の認識論 epistemology of testimony の議論において、証言が典型的に主張を通じてなされるものである、ということは論争の余地のない前提となっている(cf. Johnson, 2015; Keller, 2024; Hinchman, 2020)。証言が主張を通じてなされるのであれば、証言の信頼性の有無や、知識を伝達するに足るものとなるか否かは、証言を行う方法である〈主張〉の適切性に影響される可能性がある。詳しくは次節で確認するが、実際、主張にはそれを常に構成ないし統制する規範が存在するという見解を擁護する主要な論者たちは、証言が〈他者に知識を伝達する〉という力を持つのは、主張の規範を満たす形で主張がなされるおかげであるとしている(cf. Moran, 2005; Fricker, 2012; Goldberg, 2015)。こうした形で主張の規範は、他者に知識を伝達する証言実践とも密接に関わるものとされるため、現代の認識論的議論において検討対象としての重要度が特に高いものの1つとなっているのである*1。

しかしながら、後述のように、この規範をめぐるのは、その内容や地位をめぐる複数の論者間で様々な見解が提起されており、各論者同士の議論の争点や位置づけといったことについて、十分に全体像を掴むことが難しい状態である。また、主張の規範とその他の概念・主題との関係性をどう捉えるべきか、という点に関する論者ごとの差異も明瞭であるとは言い難い。

そこで本稿では、この規範をめぐる主要な各論者の見解を整理し、その異同を明確化する。その上で、現状、どの見解が有利／不利な状況にあるのかを分析する。このような作業は、今後の主張の規範をめぐる議論をより明晰な形で行うことを可能にし、この分野の議論の進展を促すことにつながりうる。また、先に見たように、〈主張の規範〉は、証言や知識伝達といった他の概念・主題とも密接に関わるとされるものであるし、ある発話が主張と呼べるのはいつか——たとえば、フィクション内での発話は主張となりうるのか——といった議論にも関わるものである。そのため、本稿で行う主張の規範をめぐる論争状況の整理は、そうした他の主題の研究を今後遂行する上でも、有益なものになると期待される。

本稿の構成は以下の通りである。まず、〈主張〉とはそもそもどのような言語行為なのか、という点を概観した上で、この主張にまつわる規範(=主張の規範)が持つとされる一般的な特徴・役割を見ていく(第1節)。その後、主張の規範の内容はなにか、という点をめぐってこれまで提案されてきた主要なヴァリエント

*1 主張の規範が現在の認識論の議論において特に重要なものと思ふされている、という点については(Kelp & Simion, 2025, § 1)も参照のこと。

と、それぞれの支持者間の論争状況を確認・整理する(第2節)。具体的には、ある発話が主張と見做されるために満たすべき条件については、発話内容を知っていることを課す〈主張の知識規範〉、発話内容を信じていることを課す〈主張の信念規範〉、発話内容を信じるのが合理的であることを課す〈主張の合理性規範〉、発話内容が真であることを課す〈主張の真理規範〉、という4つの異なる条件を課す立場があることを確認した上で、各立場間の争点を整理する。続いて、既存の議論を確認・検討し、主張の規範の地位をめぐる論者間の立場の異同を見る。主張の規範の地位をめぐることは、①ある発話がそもそも〈主張〉と認められるために従わねばならない条件を定める〈構成的規則〉だとする立場、②それに従わずとも主張自体は行えるが、従わずになされた主張は欠陥のある不適切な主張となるような規則——〈統制的規則〉——だとする立場、③主張の適切性の有無と必然的に結びつく構成的規則／統制的規則ではないとする立場、という3つがあることを明示化する。その上で、それぞれの立場がどのような見解を含意するかを見る(第3節)。最後に、この3立場のうち、現状、いずれが有望なのかについていくつかの点から分析を行う。具体的には、標準的な主張とは異なる特徴を持つが、適切だと認められることがしばしばある特殊な種類の〈主張〉の存在、談話コミュニティの特徴によって主張の適切性の判断基準が異なる可能性、発語内行為の成否等について聞き手が影響を与えうる可能性、こうした点を参照しながら①~③のいずれの立場が現状最も有望なのかを検討する。そして、①②は現状、十分に自説を裏付けることができていないため、③の立場が今のところ最もよく支持されることになるだろうと指摘する(第4節)。

1 主張および主張の規範の概要

主張の規範は、その名の通り、主張 *assertion* に関するものである。そのため、主張の規範の概要を確認するに先立ち、そもそも主張とはなにかという点を、本稿の議論に必要な限りで概観しておく。

主張は、命題をなんらかの形で表現する特定の文^{*2}を述べることで遂行される発語内行為 *illocutionary act* とされ、その文によって表現される命題を真であるものとして聞き手に提示すると同時に、その命題の真理に話し手をコミットさせる発話内行為であるとされる^{*3}。たとえば、話し手が「雪は白い」という真理適合性を持つ平叙文を特定の聞き手Hに述べるなどの形で、主張は遂行されることになる。そしてその際には、この平叙文の内容である《雪は白い》という命題 *p* を H に真であるものとして提示することになるとともに、話し手自身を *p* の真理にコミットさせることになる。

^{*2} 命題 *p* をその意味論的内容に持つ平叙文の発話のみによってなされるものとして主張を捉える立場もあるが、*p* それ自体を意味論的内容に持たないものの *p* を含意したり前提したりする文の発話によっても主張が行える、とする立場もある(cf. Marsili, 2024, § 3.1)。事前に特定の立場を前提する形で議論を進めることのないよう、ここでは命題を明示的に表現する文の発話に限定しないものとして、主張を特徴づけている。

^{*3} (cf. Alston, 2000)。また、Sbisà は、主張のこの特徴づけは、言語行為論のほぼすべての論者間で合意されているものだとする(Sbisà, 2023, 160)。ただし、例外もある。たとえば Stalnaker(1978; 2002)は、主張を、話し手と聞き手の双方が信じる命題集合——会話の共通基盤 *common ground*——に、特定の命題 *p* を追加することを提案する発話と理解し、〈命題の真理に話し手をコミットさせる〉という特徴を課していない。しかし、Marsili(2021)は、この特徴を課さなければ、主張を、〈命令〉などのように共通基盤の更新提案を伴う他の発語内行為と充分区別できないと指摘している。こうした点から、本稿では Stalnaker の特徴づけは不十分なものだと判断し、採用しないこととする。

なお、ここで「命題の真理に話し手をコミットさせる」とはいかなることなのかについては、2つの解釈が存在する。1つは、これを〈アカウントビリティ〉として捉えるものである。それによれば、命題 p の真理へのコミットとは、 p が真であることへの責任を話し手が負うことである。具体的には、 p が偽であった場合に非難などの社会的制裁を受けうることを話し手が引き受ける、ということだ。2つ目の解釈は、「命題の真理へのコミット」を、談話的責任 *discursive responsibility* の引き受けとして捉えるものである。それによれば、命題 p の真理へのコミットとは、 p の真理自体やその真理を話し手が知った方法等に疑義が呈された場合に、 p の真理を支持する根拠となる正当化理由を提供する責任を話し手が引き受けることである^{*4}。本稿では、いずれの解釈を採る論者にも中立な形で議論を進めることとし、アカウントビリティか談話的責任のいずれかを引き受けることとして、「命題の真理に話し手をコミットさせる」という語を理解することとする。

改めてまとめると、主張とは、命題 p を表現する特定の文を述べる際に遂行されるものであり、それが遂行されることで、聞き手に対して p が真であると提示することになると同時に、話し手を p の真理にコミットさせる機能を果たす発語内行為である。

ではこのような主張に関する規範、すなわち主張の規範とはなんなのか。Williamson によれば、主張の規範とは、下記の C ルールによって表される規範である。

C ルール: 主体は、 p が条件 C を満たす場合にのみ、 p と主張するの でなければならない^{*5}。

この規則の〈条件 C 〉になにを代入するかによって主張の規範は複数のヴァリエントに分かれることになるのだが、それについては次節で確認することとし、ここでは、主張の規範をめぐる各種議論を把握する上で必要となる、この規範が持つとされる一般的特徴・役割を見ることとする。

まず、主張の規範は、主張という発語内行為の適切性条件 *felicity condition* の一種である。適切性条件とは、ある発語内行為を適切な形で遂行するために満たさねばならない条件である(cf. Austin, 1962; Green, 2021, § 2.2)。たとえば、ある発話によって〈命令〉という発語内行為を問題なく遂行するためには、それをする権威を話し手が持っていること(上司であるなど)や、その権威の発揮が認められる適当な場面(勤務時間内であり、プライベートではないなど)で発話が行われていること、といった条件を満たす必要がある。こうした条件が適切性条件と呼ばれる。また、この適切性条件には、構成的規則 *constitutive rule* と統制的規則 *regulative rule* という少なくとも2種類のものが存在する。ある発語内行為 X の構成的規則とは、その規則に従わない限り X の遂行自体ができないような規則である。言い換えれば、構成的規則とは、 X とはどのような条件を満たす場合に成立する発語内行為なのかを規定するものである。そのため、構成的規則は X の定義を与えるものとも見做される(cf. Marsili, 2019, § 2)。たとえば、〈ある発話が被告への有罪の宣告となるには、それが適切な資格を持つ者によって適切な状況 C でなされなければな

^{*4} ここで示した「命題の真理に話し手をコミットさせる」という語の2つの解釈とそれぞれの説明は、Marsili(2024, § 2)に基づく。Marsili 自身は、アカウントビリティと談話的責任の双方の連言としてこの語を解釈する方針を採っている。しかし本稿では、いずれの解釈が正しいかについては判断を保留する。

^{*5} この点については、(cf. Williamson, 2000, 241)。

らない)といった規則は、これを満たさない限りその発話は有罪宣告としてそもそも遂行できないという点で、構成的規則としての適切性条件である。他方で、発語内行為Xの統制的規則とは、その規則に従わずともXの遂行自体はできるが、従わずになされたXは欠陥のあるもの *defective* とされ、話し手が非難されることとなるような規則である(cf. Marsili, 2023, 170; Sbisà, 2023, ch.14)。たとえば、〈約束をする際には、誠実にせよ〉といった規則は、それを破ること——守るつもりのない不誠実な約束をすること——もできるが、この規則を破る形で約束を行った話し手は非難を受けたり信用が失墜したりすることになる。この意味で、統制的規則は、非難に値しない形で発語内行為を遂行するために満たす必要があることがらを規定する適切性条件だと言える。この両規則は、発語内行為の不適切さ *infelicity* に関するよく知られた2種類の区別——不発 *misfire* と濫用 *abuse*——に対応する。不発は、発語内行為自体の遂行に失敗することを指し、構成的規則を満たさずになされた発話がまさにこれに当たる。濫用は、遂行自体はされたが、非難に値するような形でなされた発語内行為を指し、統制的規則に反する発語内行為はこれに当たる*6。

このうち、主張の規範を擁護する論者は、通常、この規範を構成的規則として理解している(cf. Johnson, 2015, 357; Williamson, 2000; Marsili, 2019)。すなわち、ある発話が主張という発語内行為として遂行されるために、必ず満たさねばならないものとして、主張の規範は理解されているのである*7。

ただし、この構成的規則という語の理解をめぐる曖昧さがある。というのも、主張の規範の代表的な提唱者である Williamson は、主張の規範は構成的規則であると述べながらも、それに違反しても発語内行為は遂行される——不発とならない——としているからである(cf. Williamson, 2000, 240)。そのため、主張にはその適切性条件となる主張の規範が存在すると述べる論者(=主張の規範の擁護者)たちが、この規範は構成的規則であると述べる際に意味していることは、標準的な構成的規則の理解とはややずれている(cf. Marsili, 2019; 2023; García-Carpintero, 2022; Gaszczyk, 2022)。Marsili(2023, 171)は、Williamson のこの語の用法を子細に検討した上で、「発語内行為 X の構成的規則」という際に彼が述べていることは、それを満たさない形でも X 自体は行えるが、そのような形で行われた X は〈非妥当 *invalid*〉〈無効 *null/void*〉なものと評価されることとなる、といった意味で理解される必要があるとする*8。すなわち、主張の規範とは、それを満たさない発話を主張として不適格なものとし、逆に、それを満たすもののみを主張として適格と認めるような基準を提供する規範であると言える。言い換えると、主張の規範が構成的規則であるというのは、次のような意味となるだろう。まず、主張の規範を満たさずとも主張としての発語内機能——それが遂行されることで、聞き手に対して発話内容の命題 p が真であると提示することになると同時に、話し手を p の真理にコミットさせる機能——自体は果たしうするため、主張の機能を果たしていると記述

*6 Marsili(2023, § 2.2)は、「適切性条件」という語は、発語内行為の統制的規則のみを指すもの——構成的規則は発語内行為の適切性条件ではなく、「成功条件 *success condition*」である——としているが、このような整理は元々の用語法に照らして不正確である。「適切性条件」という語の提唱者である Austin(1962)は、この条件が満たされない場合に生じる発語内行為の不適切さの一種として〈不発〉を認めているが、Marsili の整理を採ってしまうと、それを満たさない場合に発語内行為が不発となるような適切性条件が認められなくなってしまうからである。用語法の混乱を避けるためにも、本稿では、従来通り、「適切性条件」という語で構成的規則と統制的規則の双方を指すものとする。

*7 ただし、主張の規範を統制的規則として理解する論者も存在する。その点の整理は3節で行う。

*8 García-Carpintero(2022)も類似の見解を示している。

的には述べることができる場合がある。しかしながら、〈主張〉と呼ぶに値すると認めるべき規範的基準を満たすためには、この主張の規範を満たしていなければならない。主張の規範が構成的規則である、というのは、敷衍するとこのような形となるだろう。

以上の点から導かれる〈主張の規範〉のもう1つの特徴は、それがすべての主張に適用される規範だ、ということである。主張の規範が、主張としての適格性の有無を定める構成的規則であるということは、どのような発話であれ、それが無効でない適格な主張となるのは、この規範を満たす場合のみということになる。そのため、主張の規範を構成的規則として擁護する論者たちは、ある発話が適格な主張か否かを決定する、ただ1つの構成的規則としての主張の規範が存在する、と述べることになる*9。

最後に、主張の規範は、その擁護者たちによれば、〈証言 testimony〉による知識伝達において不可欠の役割を果たすとされる。本稿冒頭でも述べたように、証言は、近年の認識論において知識伝達の主要な方法として検討が進められている中心的概念の1つであり、この証言が典型的に主張を通じてなされるものである、ということは論争の余地のない前提となっている(cf. Johnson, 2015; Keller, 2024; Hinchman, 2020)。また、これもすでに述べたが、主張の規範の主要な擁護者たちは、証言が〈他者に知識を伝達する〉力を持つのは、主張の規範のおかげであるとする(cf. Moran, 2005; Fricker, 2012; Goldberg, 2015)。たとえば、主張の規範の条件Cに〈pを知っている〉という内容を代入したとする(これは後述の、主張の知識規範と呼ばれるものである)。この場合、主張は常にこの規範を満たすものであるので、話し手がpの主張に成功したのなら、pはすでに知られている内容だということが保証される*10。それゆえに、主張を通じてなされた証言によって、聞き手はpをすでに知られた知識としてそのまま受け取ることができるのだとされる。また、pを内容に伴う主張は、それが遂行された際に、pの真理に話し手をコミットさせる——アカウンタビリティもしくは談話的責任を引き受けさせる——ことはすでに見た。そのため、主張による証言知を得た聞き手自身がpの真理の理由を説明できずとも、その説明責任や、pが誤りであった場合の責任は、話し手が負うこととなる。それゆえに、証言知を得た主体はpがなぜ真なのかという理由を十分に説明できずとも問題はない。このような形で、証言知の伝達は、主張の規範が証言内容の真理や信頼性を保証することによって可能となっている、と主張の規範の擁護者たちは考える*11。

*9 実際、Kelp & Simion(2025, 3)は、主張の規範の存在を認めた上でその内容はなにかを検討している論者たちの議論においては、ちょうど1つのみ主張の規範が存在する、という点は広く合意された前提になっている、としている。同様の理解は、(Williamson, 2000, 241)にも見られる。この点は、実際に次のような論証からも裏付けることができる。いま仮に、主張の規範が、AとBの2つ存在するとする。そして、ある状況C1ではAが、別の状況C2ではBが主張の構成的規則だと仮定する。しかしそうすると、Aは、C1では主張の適切性を定めるものであるが、C2ではそうではないということになる。ここで思い出す必要があるのは、先述した構成的規則の特徴である。それによれば、ある発語内行為Xの構成的規則とは、その規則に従わない限りXの遂行自体ができないような規則であり、Xとはどのような条件を満たす場合に成立する発語内行為なのかを規定するものである。しかし、Aを満たさずとも適切に主張を行える状況(C2)が存在するのであれば、Aはこの構成的規則の特徴を満たさないことになる。それゆえ、Aが構成的規則であるならば、それはあらゆる場面で当てはまるただ1つの主張の規範でなければならない。

*10 実際、Fricker(2012)は、「主張が知識規範に統制されているという事実は、証言の受け取り手が、証言者が信頼に値する性質をもっていることを知ることを可能にする要因」(63)だと述べ、この規範によって担保される信頼性が、主張を通じた証言による知識伝達を可能にするとしている。

*11 主張の規範の擁護者たちが、この規範と証言をこうした形で結び付けているという点については、(Keller, 2024, § 2;

以上が、主張の規範に一般的に認められる特徴・役割となる。これを踏まえて次節では、主張の規範の擁護者たちによってこれまでに提案されてきた、主張の規範の主要なヴァリエントを整理する。その上で、続く節で、この規範の肯定派と否定派の対立点を明示していくこととしよう。

2 主張の規範の内容をめぐる諸見解の異同

構成的規則としての主張の規範が存在する、と述べる論者の中でも、それがどのような内容の規範なのかをめぐっては見解が分かれる。具体的には、C ルールの条件 C にどのような内容が代入されると考えるのが論者によって異なっており、その代入される条件の差異に応じて、主張の規範の主なヴァリエントは〈知識規範〉〈信念規範〉〈合理性規範〉〈真理規範〉という 4 つのものに分かれている。以下、それぞれ見ていこう。

条件 C の候補として最も標準的かつ支持者が多いのが、〈知識〉条件を代入する主張の知識規範である^{*12}。

主張の知識規範: 主体は、p を知っている場合にのみ、p を主張するのでなければならない。

これはつまり、話し手の発話が〈主張〉という発語内行為として無効でない適格なものとして遂行されるのは、その発話内容を話し手が知っている場合のみだ、とするものである。先にも述べたように、この規範を採用することには、主張による知識伝達が可能な理由が明快に説明可能であるといった利点がある。

また、この規範は、ムーア文に対する我々の反応に照らしてもっともらしいとしばしば主張される(cf. Williamson, 2000; Dinges, 2023)。ムーア文とは、「p である。しかし、私は p であると信じていない」といった形式で表される文で、p という事実言明をしているにもかかわらず、それと同時に、p を否定する信念を自身が保持していることを報告するような文を指す。この文は、その内容自体は論理的に問題ないものであるにもかかわらず^{*13}、それを発話することに不整合さや奇妙さがある欠陥のあるものと理解されており、発話実践におけるパズル事例とされている。Williamson(2000)は、「p である。しかし私は p だと知らない」という文もムーア文の変種であり、この文の発話も同様に不整合であるとする。そして、この文の発話が不整合である理由を適切に説明する上では、〈主張〉という発語内行為が主張の知識規範によって構成されるものであると考える必要がある、としてこの規範を擁護している(ch.11 § 3)。

Johnson, 2015, § 1)も参照のこと。

^{*12} 知識規範が最も標準的なものである、という点については(cf. Cull, 2022, 29; Simion, 2016; Kelp & Simion, 2025, 5)。また、この立場の主な支持者としては、(Williamson, 2000; Simion, 2016; DeRose, 2002; Hawthorne, 2004; Turri, 2016)がいる。たとえば Williamson(2000)は、「主張を行うということは、その内容の真理について(自分自身に)責任を負うことである。そして、主張の規則[主張の規範]を満たす、すなわち、必要とされる知識を有することによってその責任を果たすことが、認識的にその内容の真理を保証することなのである」(269)と述べ、知識規範を擁護している。

^{*13} たとえば、《上野動物園にパンダがいると私は信じている》という命題と、《上野動物園にパンダはいない》という命題がともに真であることはありうるため、事実として p が真であることと、¬p と私が信じていることにはなんら論理的な矛盾は存在しない。

しかしながら、主張の知識規範については、主張の適格性の有無を定める条件として、日常の実践に見られるよりも強い要求を課しているという点への批判も存在する(cf. Dinges, 2023; Weiner, 2007)。いわく、我々は通常、あるものを妥当な〈主張〉と認定する際にそこまで強い条件を課していない。たとえば、Mandelkern & Dorst(2022)は、ある主体が駐車場で友人とともに自身の車に向かう際に、おぼろげな記憶しかない中で「あの角のところに車を駐車した」と述べるなどの日常の発話事例を提示し、こうした発話について我々は、全く問題なく主張として適格だと認められるべきだと理解している、と指摘している。

こうした批判への可能な応答としては、文脈主義と主張の知識規範を組み合わせる——重要性が低い日常の命題についての信念はわずかな証拠でも知識と認められるとする——立場の採用や(cf. DeRose, 2002)、このような発話は日常では容認されているものの、やはり主張と認められるべきではないとするものなどがある(cf. Williamson, 2000)。

他方で、主張の知識規範はやはり条件として強すぎると考えて、より弱い次の条件を課す立場もある^{*14}。

主張の信念規範: 主体は、 p を信じている場合にのみ、 p を主張するのでなければならない。

この規範であれば、日常実践に照らして主張の適切性条件が強すぎる、ということはないかもしれない。

しかしながら、そもそも〈知っている〉や〈信じている〉といった主体の信念状態 *doxastic state* への参照を含む条件自体が妥当でないとする論者もいる。知識は普通、信念を伴うものとされる^{*15}。より具体的には、知識は、特定の条件——十分な証拠に支持されているとか、一定以上の信頼性がある信念形成プロセスを通じて形成されている——を満たす形で形成された信念に帰属される認識的地位である。そのため、主張の知識規範／信念規範はともに、話し手が〈主張内容を信じているという信念状態〉にあることを課す条件となっている。これに対し、Lackey(2007)は、次のような事例を挙げ、そもそも主張の規範に話し手の信念状態への参照を含めるべきではないとする^{*16}。

^{*14} 主張の規範の条件 C には〈信じている〉が代入されるという考えを明示的に述べている論者としては(Bach, 2008, 77; Mandelkern & Dorst, 2022)。Bach(2008)は、「Williamson はこの知識規則[知識規範]が主張という行為にとって何らかの意味で構成的であると主張している。しかし、言語行為一般に関する考察からすれば、主張について関連する唯一の規則は信念であるように思われる。というのも、主張とは本質的に「信念の表現 *expression of belief*」だからである。(中略)たとえば、「依頼 *request*」は欲求の表現であり、「謝罪 *apology*」は後悔の表現であるのと同様に、「主張 *assertion*」は信念の表現である」(77)と述べ、主張は自身の持つ信念を表すための発話内行為なのだから、それが適切になされるために必要な主張の規範は、自身が述べた内容を信じていることである、とまとめている。

^{*15} たとえば、(Ichikawa & Steup, 2024, § 1.2)は、これまでに認識論で論じられてきた〈知識〉の分析を整理した上で、〈 p を信じていること〉が〈 p を知ること〉の必要条件だと考えない論者はごくわずかであると述べており、そうしたわずかな論者の見解にもさまざまな反論が提起されている、とまとめている。

^{*16} Lackey(2007)自身は、主張の知識規範のみを論駁するためにこの事例を挙げているが、この事例を用いた Lackey の論証は、すぐ後で述べるように、主張者の信念状態 *doxastic state* を経由することを主張の適切性条件として課すと自体が誤りだとするので、主張の信念規範もその論駁対象に含むこととなる。

創造論者の教師*17:

ステラは敬虔なキリスト教徒であり、また、小学校教師である。彼女の宗教的信念の一部には、《創造論は正しい》という信念、そしてそれに応じて《進化論は正しくない》という信念が含まれている。しかし、ステラは、進化論の正しさを支持し、創造論を否定するに十分な科学的証拠が存在することを認識している。実際、彼女は自らの創造論へのコミットメントを、証拠に基づいていない個人的信仰によるものだと率直に認めている。このためステラは、自身の考えを生徒に押し付けるべきではなく、また、教師としての責務は、入手可能な証拠によって最もよく支持されている見解を提示することだと考え、今日の生物学の授業で生徒たちに「進化論は正しい」と述べた。しかしステラ自身は、《進化論は正しくない》と信じているため、「進化論は正しい」という自身の発言が表現する命題《進化論は正しい》を信じておらず、それゆえ知ってもいない。

この事例において、ステラは自身の述べている内容を信じていない。しかしながら、証拠によって最も支持される内容を述べている。この発言は普通、主張と認められるべきだと見做されるものであるし、また、非難ではなくむしろ称賛されるべき主張であると Lackey は考える。そして、Lackey(2007)は「妥当な主張をなすために主張者の信念状態を経由 *pass thorough* しなければならないとするのは誤りである」(600)とし、〈信じている〉〈知っている〉といった、話し手の信念状態を参照する主張の規範は妥当でないと結論付けている。むしろ、こうした事例に照らして妥当な主張の規範は、〈信じていることが合理的であること〉を条件 C とする規範であるという。これは次のように述べることができる。

主張の合理性規範: 主体は、*p* を信じていることが合理的な場合にのみ、*p* を主張するのでなければならぬ。^{*18}

この規範の〈信じていることが合理的〉という条件は、先の例からも分かるように、実際に話し手が主張内容の命題を信じていることを課すものではない。むしろ、話し手の信念状態はどうであれ、主張内容の命題が証拠によって最も支持されている、という条件を課すものである。主体の信念状態への参照を含む主張の知識規範／信念規範では、〈創造論者の教師〉事例におけるステラの発言を主張と認めることができない。よって、もしもこの事例の発言を主張と認めるのが妥当だとすれば、主体の信念状態への参照を含む立場はうまくいかないことになり、信念状態への参照を含まない合理性規範などが採用される必要があるということになる。

主張の合理性規範と同様、話し手の信念状態への参照を含まないもう 1 つの主要な主張の規範として

*17 この事例は、(Lackey, 2007, 599)の事例を、内容がより簡潔となるよう筆者が記述を修正して提示したものである。

*18 Lackey 自身は〈*p* を主張すべきなのは、次の二つの条件を満たす場合に限られる。(i) *p* を信じていることが合理的である場合、そして(ii)もし *p* を主張するなら、その主張が少なくとも部分的に《*p* を信じていることが合理的である》という理由に基づいてなされる場合である〉という定式化を採用しているが、この規範は、より簡略化して本稿の定式化と同様の仕方でも説明されることも多いため(cf. Johnson, 2015, 358; Marsili & Wiegmann, 2021, 2)、本稿でも C ルールの形式に沿った簡略化した定式化を採用する。

は、次のものも提案されている。

主張の真理規範: 主体は、 p が真である場合にのみ、 p を主張するのでなければならない^{*19}。

以上をまとめると、大まかには、主張の規範は、話し手のなんらかの信念状態を参照するものと、主張内容自体が証拠に最も支持されていたり真であったりといった、話し手の信念状態と独立の要因を条件に課すものとに、その種類が分かれることになる。

本稿では上記した複数の種類の規範のうちいずれがもっともらしいかという点は検討しない。しかしながら、後述のように、こうした規範のいずれかが〈主張〉の唯一の構成的規則である、とする立場には複数の困難があるため、いずれのヴァリエーションもその妥当性が現状十分に裏付けられているとは言えない。

この点を見るための準備として、次節では、主張の規範をどのような地位のものと理解するか、という点から主張の規範をめぐる論者の立場を整理する。

3 主張の規範の地位をめぐる諸見解の異同

前節で見たヴァリエーションは、いずれも〈主張の規範がただ1つ存在し、かつ、この規範は主張の**構成的規則である**〉という考えを前提するものとなる。本稿では、この前提を受け入れる立場を主張の規範に対する〈肯定派〉、受け入れない立場を〈否定派〉とそれぞれ呼び分けることとする。

このうち、否定派の立場はさらに次の2つに分かれることとなる。1つは、2節で確認した各種の主張の規範は、主張の構成的規則ではないが、統制的規則ではある、とする立場である。そしてもう1つは、2節で見た各種の主張の規範は、実際には主張の適切性と必然的に結びつくような構成的規則／統制的規

^{*19} この規範の支持者としては、(Weiner, 2005; Whiting, 2013)。Weiner(2005)は、「フランス軍は夜になるまで攻撃を待たせよう」といった〈偶然的未来 future contingent に関する主張〉が妥当な主張であることを知識規範では十分説明できない点(偶然的未来に関する主張についての詳細は本稿4節で確認する)、また、Williamson(2000)が挙げる「 p である。しかし、私は p であると信じていない」といったムーア文がなぜ不整合なのかを説明できる」という知識規範の前述の利点は、実際には、真理規範の下でもグライスの協調原理を援用すれば説明可能だという点から、主張の規範としては真理規範がより妥当だとする(230-231)。後者の点を補足すると、たとえば、〈自分が偽だと信じていることを述べるべきでない〉といった協調原理を持ち出せば、知識規範をわざわざ持ち出さずとも、ムーア文を発話することが不整合に感じられる理由は説明できるかもしれない。それに対し、Whiting(2013)は、このWeinerの指摘は不十分だとして、別の仕方での擁護論証を試みている。まず、ある命題 p が真であれば、それだけで p を主張するための十分な保証 warrant が存在する——ここで保証とは、 p と主張することを支持する理由があるということだとされる——ことになるとし、この保証によって主張の適切性は担保されるので主張の真理規範が正しいとする。しかしながら、Whitingいわく、〈 p を主張することの保証が事実として存在する〉ことと、主張者自身が〈 p を主張する保証を持っている〉ことは異なる。そして、主張者自身が p を主張する保証を持っているのは、 p を主張することが保証されていることを主張者自身が知っている場合のみであるとする。このような整理に則ると、 p が真であるときにはいつでも p を主張することの保証—— p を主張することを支持する理由——が存在し、その主張は適切となるものの、主張者自身は p が保証されていると把握できていないケースなどが存在することになる。Whitingは、主張の適切性はあくまで〈主張が事実として保障されているか否か〉によって確定するものだが、主張者の認識的地位を問う場面——どうやって p を知ったのかと問われた際など——では、〈主張者自身が p を主張する保証を持っているか否か〉というもう1つの問いが問題となるため、一見して知識規範が正しいように見えるのだとする(§5)。

則ではないとする立場である。

つまり、主張の規範の地位をめぐるのは、次の3つの立場があることになる。

- ①主張の規範は、主張の構成的規則である(肯定派)
- ②主張の規範は、主張の構成的規則ではない。ただし、この規範は主張についての統制的規則であり、それを満たさない主張は常に非難に値する(否定派)
- ③主張の規範は、主張の適切性と必然的に結びつく構成的規則／統制的規則ではない(否定派)

①の立場は、1節で見た主張の規範の一般的特徴・役割を認めた上で、2節で見た各種主張の規範のいずれかを主張の構成的規則として採用する立場となる。

それに対して、否定派である②③は、先に示した主張の規範のヴァリエントのいずれかが主張の適格性——ある発話が主張か否か——を定める構成的規則である、とする考えに異を唱える。理由としては、次のような事情が挙げられる。2節でも確認したように、主張の規範を擁護する論者間ですら、いずれの規範が構成的規則なのかをめぐる見解が一致していない^{*20}。また、ある主張の規範では十分に説明できない事例が、他の規範の支持者から指摘されるなどといった事態が生じていたのもすでに見た通りである。こうしたことから、否定派は、そもそも単一の主張の規範によって、主張の定義を与えたり適格性の有無を決定したりすることはできないと述べる^{*21}。すなわち、主張の規範はいずれも、構成的規則とは見做せないとする。もし①の主張を裏付けたい場合、特定の発話が〈主張〉であるためには、なんらかの同一の構成的規則を常に必ず満たさねばならない、と示すことが必須となる。しかし、2節で確認した各主張の規範のうち、いずれが正しいかという点にすら合意がない状況では、主張が必然的に満たすべき単一の条件を確定することはできない^{*22}。それゆえ、①の見解を採ることはできない。以上が否定派の見解である。

ただし、否定派のうち、②は、主張の規範は、主張を構成するものではないためそれに反しても不適格・無効ではないが、それに反するものは常に非難に値する不適切な主張にはなるのであり、そのためこの規範は統制的規則ではあるとする^{*23}。そのため、②は基本的に、主張の規範が〈主張〉の適切性の有無に必然的に関わる適切性条件であるということ自体を否定するものではなく、あくまで、それが〈構成的規則〉であるということを否定するものとなる。よって、2節で示した主張の規範のヴァリエントのいずれかが、

^{*20} また、市井の人々の直観を対象とした実験哲学の調査でも、いずれの主張の規範が正しいかについて実験結果が割れている。たとえば、Turri(2013, 2015)は、主張の知識規範が構成的規則として市井の人々に受け入れられているとする実験結果を発表したが、Marsili & Wiegmann(2021)は、この結果の誤りを示す別の実験結果を提示している。

^{*21} こうした主張をする(否定派)の論者としては、(Cull, 2022; Brown, 2013; Marsili, 2019; Johnson, 2015; 2017)。

^{*22} この指摘を行っている論者としては、(Brown, 2013, 333; Cull, 2022, § 3.2)。

^{*23} 否定派のうち、(Marsili, 2019, 18)には、こうした②の立場を引き受けしていると解釈できる記述が見られる。なお、主張の規範が統制的規則であるとする場合、それに反する発話が非難される理由は、おそらく主張の機能である〈主張内容 p へのコミットメント——アカウントビリティもしくは談話的責任——〉との関連によって説明されることになると考えられる。先述のように、主張に際しては、その主張内容の真理に責任を負うことが求められる。しかし、統制的規則を満たさない主張は、その発話内容の〈真理を知らない／信じていない／信じることの合理的根拠がない〉か、あるいは〈内容自体が真でない〉ことになるので、そもそも負うべき責任を果たすこと自体ができない。それにもかかわらず、そのようなコミットを伴う発話をする場合、不誠実な言語行為をしたこととなるため、非難に値する。

統制的規則として主張の適切性を常に統制し、それに適うものであることで、主張は信頼可能な知識伝達ソースとなる、ということを②の立場は受け入れることとなる^{*24}。

それに対して、③は、主張の規範は統制的規則としても強すぎる、と考える立場である。すなわち、それを満たさずとも、適格かつ非難に値しない適切な主張の遂行が可能で、そうした主張により知識伝達も可能な場合がある、ということだ。つまり、主張の規範は、どのような場合でも必然的に主張を構成したり統制したりするような規範というわけではなく、せいぜい時折、主張の適切性判断にレリヴァントな場合がある、といった程度のものとなる。この 1 つの論拠としては、どのような主張の規範が主張の適切性の有無に関わるかは、文脈や談話コミュニティごとに異なるのではないか、という考えがある^{*25}。いわく、ある内容 *p* を伴う文を主張する上で、*p*を知っていることが求められる状況もあれば、単に *p*を信じる証拠があれば十分とされることもある^{*26}。また、主張の規範を満たさない主張から知識伝達が可能なこともある^{*27}。そのため、ある主張の規範は、主張の適切性の決定に常に関わるわけではないし、また、知識伝達といった機能を主張が果たすために常に満たす必要があるものとも言えない、とされる。また、主張の規範は、〈主張〉という発語内行為そのものに結びつく固有の規範なのか、という点への疑義もある(Johnson, 2015, 2017)。これはたとえば、真であることを述べよとする主張の真理規範や、知らないことを述べるなどする知識規範は、主張だけに固有のものではなく、特定の会話実践上の規範やマナー、あるいは嘘をつくべきではないといった道徳的規範に還元可能なのではないか、というものである。このように捉えられるなら、主張の規範と呼ばれているものは、主張をする際に常に従わなければならない規範ではなく、〈真面目な会話実践の場面では真偽が曖昧なことは述べるべきでない〉といった会話実践場面の特徴に相対的に有効となる格

^{*24} ちなみに、②の立場も①と同様、統制的規則としてのただ 1 つの主張の規範が存在する、という主張を受け入れることになるだろう。理由は、本稿注 9 で示したのと同様の論証が、統制的規則にも当てはまるからである。すなわち、主張の規範が A と B の 2 つ存在し、ある場面では A が、ある場面では B が統制的規則なのだとすると、A は、それを満たさずとも非難に値しない形で主張を行える場合があるということになり、非難に値しない仕方では発語内行為をするために必ず満たさねばならない規則——統制的規則——である、とは言えなくなってしまうのである。そのため、レリヴァントな主張の規範は状況によって異なるのだ、などと述べたい場合、②ではなく③を採用せねばならない。

^{*25} こうした考えを明示している、③を支持していると解釈できる論者としては、(Johnson, 2015, 370; Cull, 2022, § 3; Brown, 2013, 340)。

^{*26} 無論、2 節で見た各種主張の規範のうち、いずれかが特定の談話場面での主張の適切性を判断する上で最もレリヴァントな規範である、といった可能性はある。たとえば、ムーア文を発話する場面では、その発話が主張として適切か否かを決定する上で〈知識規範〉を参照することが妥当かもしれない。そのため、③の立場は、2 節で確認した主張の規範が、主張の適切性判断に全く無関係なものだ、とする立場というわけではない。あくまで、すべての場面であらゆる主張を構成／統制する規範だと考えるべき理由はない、と述べる立場である。

^{*27} たとえば、Johnson(2015)は、主張の適切性を左右する主張の規範がなんであるかは文脈によって異なるとし(372)、また、主張の規範を満たさずに知識伝達が可能な事例があるとする(371)。後者の例として、Johnson は(Lackey, 2008, 53-54)の次の例を挙げる。頭部外傷により、野生動物に関する知覚経験について一貫した形で誤りを信じたり発話したりようになった患者 A と、その患者の発話パターンを発見した担当医 B の会話事例である。このパターンとは、たとえば A が、目の前に馬がいた際に必ず、馬ではなく《鹿がいる》という命題 *p* を信じてそれを発話する、といったパターンである。このとき、A の発話パターンを知っている B は、A が「鹿がいる」という *p* を内容に持つ発話をした際には、《馬がいる》という別の命題 *q* を常に信頼性の高い仕方でも知ることができる。そのため、A の偽る発話から、B は確かに証言知を得ることができるのである。この Lackey の挙げる事例を基に Johnson は、主張の規範を満たさない主張によって、知識伝達が可能な場合があるとする。

率として認めるだけでよいことになるかもしれない。つまり、③の立場は、なんらかの主張の規範が特定の状況においてレリヴァントな規範となることはあるかもしれないが、それは常に必ず主張の適切性を左右するわけではないと理解するのである。このように考える点が②との差異となる。

以上の3つが、主張の規範の地位をめぐる可能な立場となる。本稿は、主張の規範をめぐる論争状況を整理することを目的とするものであるため、これらのうち特定の立場を擁護する作業は行わない。しかしながら、③は各論者がデフォルトで採用可能な立場であるのに対し、①②はそうではないため、③に比して現状その有望性が低いものであるとは言えるだろう。以下では、なぜ①②が現状有望と言い難いのか、なぜ③のほうが有利な状況にあるのか、という点を確認していく。

4 主張の規範を構成的／統制的規則と見做す立場の課題

本節では、①②の立場が抱える、③には生じない固有の課題を確認する^{*28}。その課題とは、いずれの主張の規範のヴァリエントが最も妥当なものなのか、という点についての論争の調停である。①②の立場は、様々な場面でなされる多様な主張実践を常に必ず構成／統制し、その適切性の有無を決定するような主張の規範が存在すると述べた上で、その規範として妥当なのがいずれのヴァリエントであるのかを論証する必要がある。なぜなら、先に見たように、①②の立場は③とは違い、発話場面によって自身の擁護する主張の規範がレリヴァントでなくなることがある、という可能性を認めることはできないからである。また、①②の支持者は、主張による知識伝達が可能となる理由を、主張の規範を満たすことに求めるので、この考えを放棄しない限りは、いずれの主張の規範が正しいのかという論争を調停するまで、どのような規範を満たす場合に発話による知識伝達が可能なのかについてなにも言うことができない(cf. Johnson, 2015, 358)。対して、③の立場はそのような課題を引き受ける必要がない。たとえば、③であれば、2 節で提示された主張の規範の選言として主張の適切性条件を捉えたり、論争が調停されない間は、我々が任意の場面である発話 *p* を主張として適切と認める限りにおいて、暫定的な主張の適切性の担保には十分であるといった立場を採用したり、ということができる。

そのため、③ではなく①②を擁護するという方針を採るためには、いずれの主張の規範が各発話実践に普遍的に当てはまるような規範なのかを明確に特定し、それが他のヴァリエントよりも妥当なものだと示し切れなければならない。しかし、2 節で見たように主張の規範の擁護者間でも論争が調停されていない現状を踏まえると、こうしたタスクを十分に果たせるかは不明である。

また、このタスクの達成を困難にする 2 つの要因がある。(a) 主張にはいくつかの種類があるという点と、(b) 談話コミュニティや聞き手がもたらす主張の適切性判断への影響の検討が必要であるという点である。(a)(b)それぞれをより詳細に見ていこう。

^{*28} 本稿は主張の規範に関する既存の論争状況を整理することを主眼とするものではあるが、本節の議論のうち、自己成就的主張と聞き手の影響に関する論点は、筆者独自のものである。また、これら論点を踏まえて③がデフォルトで有利であるとする評価も、筆者自身の検討に基づくものである。

4.1 特殊な種類の主張

しばしば主張と認められる発話の中には、特殊なものが存在する。そのうち本稿では、〈ヘッジ主張 hedged assertion〉、〈偶然的未来 future contingent に関する主張〉〈自己成就的主張 self-fulfilling assertion〉という3つの特殊な主張を確認する。

まず、1つ目が、〈ヘッジ表現 hedge〉を用いた〈ヘッジ主張 hedged assertion〉である。ヘッジ表現とは、「かもしれない」「多分」「おそらく」「だと思う」といったように、断定を避け、発話内容の真理へのコミットを緩和する際に話し手が用いる言語表現である。この表現を用いた以下のような発話が、ヘッジ主張と呼ばれる。

「外は雨が降っていると思う」

このとき、この発話は、ヘッジ表現を伴わない「外は雨が降っている」という発話で表されるのと同じの《外は雨が降っている》という命題を表現するが、その内容の真理についての不確実性を併せて表現することになるため、命題の真理へのコミットが緩和される(cf. Betz-Richman, 2022, § 1)。このヘッジ主張が適切な主張と認められるか否かは、主張の規範をめぐる議論における1つの争点となっている。こうしたヘッジ主張は、主張の信念規範・合理性規範・真理規範などでは適切な〈主張〉と認められうるが、知識規範では適切な主張とされない。なぜなら、ヘッジ主張は正に、話し手が p の真理を信じてはいる——また、話し手は認知的制約により把握できていないが p が実際に真である、といった可能性があるため、主張の真理規範も満たしうる——が、 p だという確信までは持てていない、と表明するような発話だからである。採用する主張の規範次第で、ヘッジ主張の主張としての適切性が変化する以上、①や②の立場では、いずれの主張の規範を基にヘッジ主張の適切性を判断するのが最も妥当かを明確に示す必要がある。また、ヘッジ主張と通常的主張のいずれについても、統一的な主張の規範を持ち出して、適切性を判断しなければならない。他方、③の立場であれば、より柔軟な対応が可能である。たとえば、会話の場面によってヘッジ主張の適切性を信念規範などから評価すべきか知識規範によって評価すべきかが変わる、といった説明を採ることもできる。また、会話に参加する人々の合意に基づき、ヘッジ主張については主張の信念規範、通常的主張については知識規範がそれぞれレリヴァントだ、と見做すことにしようとする、といったことも可能である。このように、①②が自説の擁護のために行う必要がある論証を③は回避できるため、③はデフォルトで採用可能な立場であると言える。

特殊な主張の2つ目は、〈偶然的未来 future contingent に関する主張(以下 FC 主張)〉である。FC 主張は、未来の出来事に関する次のような発話である。

「映画はこの後 9:00 から始まる」

「明日、太陽が昇る」

これらは必然的なものではなく、話し手や世界のなんらかの事情によってそうならないこともありうるという意味で偶然的な未来に関する発話である。こうしたFC主張は、我々の実践で適切な主張としばしば認められている(cf. Iacona, 2022, 449; Besson & Hattiangadi, 2020, § 1; Santelli, 2021, § 1)。しかし、一部の主張の規範では十分にこれを説明できない可能性がある。たとえば、偶然的未来についてはそもそも〈知る〉ことができるか否かについて論者間で見解が分かれている(cf. Iacona, 2022)。もしも知ることができないとする立場が正しいければ、主張の知識規範の下では、FC主張は主張と認められないが、逆に、知ることができるとする立場が裏付けられれば、FC主張は主張として認められる。そのため、主張の知識規範の下でFC主張をどのように扱うのが適切かを決定するには、偶然的未来を知ることができるか否かという論争にも決着をつけなければならない。

対して、主張の合理性規範などの下では、そうしたタスクなしにFC主張が適切な主張と認められうる。「明日、太陽が昇る」といったFC主張については、これまでの観測に基づく強固な帰納的証拠があると言えるため、太陽が昇らないと信じるよりも合理的だと言えるだろうからだ^{*29}。しかしながら、①②のように、なんらかの主張の規範を構成的／統制的規則と見做す立場の場合、FC主張は適切な主張か否かという問いに答えるに際して、併せて、他の主張の規範のヴァリエントを退ける作業も行う必要がある。特定の主張の規範の正しさをあらかじめ前提してFC主張の適切性を判断してしまうと、他のヴァリエントを擁護する論者に対する論点先取を犯すことになるため、①②の立場では、なんらかの主張の規範が構成的／統制的規則として妥当であるか否かという問いと、FC主張は主張なのか否かを特定する、という作業が同時になされなければならないのである。対して、③の場合、2節で見た各種の主張の規範のいずれかを常に妥当なものとして擁護する必要はないので、FC主張が発話される場面ごとに、我々がそれを適切な〈主張〉と見做す場合はそれをそのまま受け入れたり、2節で見た主張の規範のいずれかを満たすものはすべて主張と認める主張の規範の選言説を採ったり、という方針を採ることができる。そして、経験的探究が進んで、FC主張に対しては2節で見た主張の規範のヴァリエントのいずれかが正しいということが判明すれば、FC主張についてはその規範が妥当であると受け入れればよい。

このほか、筆者の見立てでは、FC主張と類似しているがやや異なる種類の特殊な主張も存在する。それは、〈主張〉の遂行と、なんらかの事実を創出する発語内行為の遂行が同時になされるような発話である。たとえば、「XはYである」と述べることで〈XがYである〉という社会的事実を新たに創出するような〈宣言〉がこれに当たる。この一例としては、「このXの名前はYである」とする命名の宣言により、実際にXの名前がYとして成立する、といったものが挙げられる。Searle(1999; 2000)によれば、こうした宣言は、主張と宣言という2種の発語内行為を同時に行うものとなる^{*30}。いわく、「XはYである」という宣言は、〈XはY

^{*29} 同様の見解は、(Iacona, 2011, § 1)。

^{*30} 2種の発語内行為を同時に行うような言語行為は、このほかにも複数存在する。Suda(2023)は、特定の行為 ϕ に対する「 ϕ に同意する」という発話が、それを述べることで ϕ を倫理的に許容可能なものに変える〈同意〉の発語内行為と、《話し手は ϕ に同意している》という事実命題を伝達する〈主張〉の発語内行為という、二重機能を持つ発話であるとしている。また、Liberto(2020)は、〈言質を与えない脅迫 noncommittal threat〉が、〈主張〉と〈要求 requirement〉という2つの発語内行為の連言によって構成される発語内行為だとしている。言質を与えない脅迫とは、特定の行為 ϕ を聞き手がしなかった場合、聞き手を傷つけようと思えばそうできる力が自身にはあると—そのようなことをする意図はないと留

である」という命題が真であると述べる〈主張〉であると同時に、まさにそう主張することによって、この主張内容に合致するように世界を変化させる——XはYであるということを〈事実にする make it the case〉——という〈宣言〉の機能を果たしている。筆者は、このように特定の命題 *p* を述べることで、発話より前の時点では偽であった *p* を真にするような発話を、「自己成就的主張 self-fulfilling assertion」と呼ぶこととする。

2 節で見た主張の規範はいずれも、自己成就的主張を適切な主張ではないと判断することになる。なぜならば、社会的事実を創出する宣言を行うまでは、《XはYである》という命題 *p* は真ではなく、話し手も発話時点までは *p* が真だと信じていないからである。むしろ、*p* が現状真でなく、そのことを話し手自身も分かっているからこそ、*p* を真にするために自己成就的主張は行われるのである。そうであれば、発話時点で〈発話内容の命題の真理を信じていること〉を要求する主張の知識規範や信念規範、〈発話内容が真だと信じることが合理的であること〉を要求する合理性規範、〈発話内容が真であること〉を要求する真理規範のいずれに照らしても、この発話は適切な主張とは認められない。しかしながら、〈宣言〉などの自己成就的主張は、先に見たように、少なくとも Searle などが〈主張〉と認めるものである^{*31}。また、聞き手はこの発話を通して発話内容の知識を得ることもできる。たとえば、話し手Sが〈命名〉の宣言を行う権威を持っており、このことを聞き手も知っているとすると、その場合、Sが「Xの名前はYである」という自己成就的主張を行った時点で《Xの名前はYである》という命題 *p* が真となることも聞き手は理解していると言える。そうであれば、この主張を聞いたその時点で、聞き手は *p* が真であるということ、この自己成就的主張を通じて知ることができるであろう。つまり、自己成就的主張は、2 節で見た既存の主張の規範のヴァリエーションのいずれによっても主張とは認められないが、確かに主張としての機能——特定の命題 *p* を真なものとして提示し、話し手を *p* の真理にコミットさせる——を果たすことができるように見え、かつ、それによって知識伝達を行えるような発話となっていると考えられるのである。よって、既存のなんらかの主張の規範の正しさをあらかじめ前提して、自己成就的主張を〈主張〉として不適切と判断するような論点先取を犯すことなく、自己成就的主張が本当に適切な主張なのか否かを検討していく必要がある。このとき、③の立場であれば、既存の主張の規範を常に正しいものと前提しなければならない、といった制約はないため、この自己成就的主張の適切性の有無を、中立的な視点から検討することができるだろう。

以上のように、①②の立場では、複数の種類の特殊な主張について、なんらかの主張の規範を持ち出す形でその適切性の有無について統一的な説明を与えきった上で、ライバル説よりもその説明が妥当で

保しつつ——示唆し、 ϕ をするよう脅す、といった発話である(213)。たとえば、雇用主が従業員に対して、性的な関係を要求しつつ、「そんなつもりは一切ないが、いつでもあなたをクビにする力を私は持っている」と述べるといった事例がこれに当たるとされる(213)。Liberto いわく、この〈言質を与えない脅迫〉は、話し手と聞き手が特定の力関係にあり、それにより聞き手に害を与えうるのだという内容を〈主張〉すると同時に、特定の行為をなすよう〈要求〉することで構成される〈脅迫〉となっている(215)。

^{*31} この見解は Searle に固有のものではない。類似の議論を行っている論者として、Lagerspetz(2006)がいる。Lagerspetz は、現在時点で存在していない新たな制度的事実Fの創出には、〈Fをその社会の特定のメンバーが真だと信じていることが必要だ〉とする要件が社会存在論の議論でしばしば持ち出されるが、これには、その時点では真でないFを「真である」と述定する文を信じなければならないというパラドキシカルな面があるとし、このパラドクスを解消する方法を検討している。併せて、社会的事実を創出する〈宣言〉についても、それを遂行する時点では発話内容の真理が成り立っていない事実記述文を主張することが必要である、と指摘している(301)。

あると示す論証を与える必要がある。しかし、2 節でも見たように、現状、各ヴァリエーションのそれぞれの支持者間での論争調停はなされていないため、この論証作業は未解決の課題だと言える。

4.2 談話コミュニティ・聞き手の影響

次に、(b)を見ていこう。主張という発語内行為の適切性をどのように判断すべきかは、談話コミュニティや聞き手による影響を踏まえて考慮する必要がある可能性がある。

この点を見るために、どのような実践をしている談話コミュニティでなされた〈主張〉なのか、という点が主張の適切性判断の基準に影響する可能性を示唆している議論を以下確認していく。Dang & Bright(2021)によれば、科学コミュニティ内の実践においては、主張の規範を満たさないが適切な主張と認められる発話が日常的になされている^{*32}。いわく、科学者が専門家向けジャーナルに科学論文を出版し、科学コミュニティの広い範囲の別の科学者たちに知見を提供する〈科学的公言 scientific avowal〉は、2 節で確認したいずれの主張の規範にも反するが、正当な主張と認められる場合がある。その例として、次の仮想事例が挙げられている^{*33}。

科学における主張：

ザハラは自身の専門分野の最先端で活躍する科学者である。彼女は自らの研究に基づいて新しい仮説を思い付き、自分分野における最善の実践に従って、何か月にも渡り熱心に探究を続けた。ザハラは、自分の仮説を確認するためには今後さらに多くの研究が行われなければならないことを理解しており、自分が新しい仮説を決定的に証明したとは信じていない。また、現行の文献を調べて、この分野における既存の研究が全体としては自分の仮説を支持していないことを認識している。それにもかかわらず、ザハラは自らの仮説を報告する論文を自分分野の一流ジャーナルに送った。その論文の要旨や結論、そして自身の研究について行った講演の中で、彼女は自らの仮説を提唱した。査読者たちはザハラの新しい仮説に懐疑的ではあったが、彼女の研究がこの分野における周知の方法にしっかり従って行われており、この論文が分野にとって価値ある貢献となるだろうと考えた。新しい仮説を前進せたと述べるザハラの論文は出版され、彼女のコミュニティの多くの人々に広く読まれることとなる。その後の数年間でこの分野のさらなる研究が、ザハラの仮説が誤りであったことを最終的に示した。

この事例におけるザハラの科学的公言は、偽であり、その分野の利用可能な証拠の総体に支持されていないため信じるのが最も合理的なものでもない。また、彼女自身もその内容を完全に信じてはいない。そのため、2 節で見たいずれの主張の規範も満たしていないことになる。しかし、それでも科学的公言は自らの研究成果を科学者共同体に共有し、探求の進展を促す上で重要なものであり、正当な主張と認める必要があると Dang & Bright は述べている^{*34}。また、科学的仮説は後に覆されることもしばしばあるので、

^{*32} 科学実践における主張の特殊性を検討しているその他の論者としては、(Fleisher, 2019; Dethier, 2022)。

^{*33} この事例は、(Dang & Bright, 2021, 8191)を基に、筆者が要点をまとめて再構成したものを提示している。

^{*34} Dang & Bright は、仮想事例だけでなく、実際の事例も挙げている。それは、エックス線とガンマ線は波であるとする

知識規範や真理規範のように命題の真理を前提する強い主張の規範を科学実践に採用してしまうと、この実践の内部での仮説提唱・擁護等の主張実践のほとんどを認められなくなってしまうという、科学的公言を主張と認めない場合にどうなるかという視点からの問題も挙げられている(cf. Dang & Bright, 2021, 8196)。

このような議論を踏まえると、主張がなされる文脈や実践の差異によってその適切性の評価のされ方が異なる可能性も検討しなければ、どのような主張の規範が妥当なのかは十分判明にできないと考えられる。ここで重要なのは、上記の Dang & Bright の議論が誤りであり、主張の適切性基準には文脈や実践ごとの差異は存在しないということも十分ありうるが、この点を示して①②を擁護するには、実際に各実践を経験的に調査する必要があるだろう、ということである。

次に、主張の成否や適切性判断に対して聞き手がもたらしうる影響について確認する。発語内行為に関する主要な立場の 1 つに、発語内行為の成否は聞き手の〈受け取り uptake〉に依存する、とする立場がある^{*35}。〈受け取り〉とは、話者のコミュニケーション上の意図を聞き手が把握すること、より具体的には、どのような発語内行為を話し手がなそうとしたのかを聞き手が認知することを指す(cf. McDonald, 2021, § 1.2)。そして、この受け取りの役割をめぐっては、次の 2 つの立場がある^{*36}。

受け取りの承認説 ratification theory of uptake: 聞き手の〈受け取り〉は、発語内行為の成否を決定する力のみを持つ。

受け取りの制定説 constitution theory of uptake: 聞き手の〈受け取り〉は、発語内行為の成否を決定する力に加え、どの種類の発語内行為がなされたかまで決定できる力を持つ。

両者の違いは、次のような事例で現れる。

「いやだ」という発話:^{*37}

話し手の女性が行為 A に対して、その実行を拒否する意図で「いやだ」という発話を行った。この発話は、A が実行されることを阻止する〈拒否〉という発語内行為の遂行に必要な条件——断る権利を持っていて、通常断る意思表示と認められる発話をした、など——を満たしていた。しかし、聞き手が〈女性は、本当は同意をしているときに、あえていやだと述べるものだ〉という偏見の考えを有していたことで、

仮説と粒子であるとする仮説をそれぞれ述べる科学的公言の事例である。双方の仮説が提示され、それぞれの立場で支持・反証のための検証などが複数の視点・手法から積み重ねられることで、科学の進展につながった事例としてこれは挙げられている。しかし、この事例においても、主張の規範を満たす形で科学的公言がなされていたわけではないと彼らは指摘している(Dang & Bright, 2021, § 3-4)。

^{*35} たとえば Sbisà (2009) は、発語内行為を適切に遂行するためには聞き手の正確な受け取りが不可欠である、とする見解が論者間で広く正しいものとして受け入れられていると指摘している。

^{*36} この両立場の区別と呼称は、(McDonald, 2021)に基づく。

^{*37} この事例は、(Langton, 1993)と(McDonald, 2021)の提示した例を、筆者が要点を整理して再構成したものとなる。

話し手の「いやだ」という発話は〈拒否〉ではなく〈同意〉の発語内行為と受け取られてしまい、聞き手はそのまま A を実行してしまった。

このとき、承認説では、話し手の発話は〈拒否〉の遂行に必要な条件を満たしていたので、その時点で話し手が実行しようとした発語内行為は〈拒否〉として確定していたと理解する。しかしながら、聞き手の誤った〈受け取り〉により、〈拒否〉の発語内の力は生じず、拒否の発語内行為は失敗させられてしまった。このような形で承認説では、適切性条件を充足する上で必要なふるまいをした時点で、どの発語内行為の実行が試みられたかは確定しており、聞き手の〈受け取り〉は、あくまでその遂行の成否のみを決定するものだと理解することになる。

他方、制定説では、話し手の女性による発話は〈拒否〉の遂行に必要な適切性条件を満たしていたものの、聞き手が〈拒否〉として〈受け取り〉しなかったことで、〈拒否〉とは別の発語内行為が遂行されることとなった、と理解する。具体的には、「いやだ」という発話で行為 A の実行を許す〈同意〉をしたと聞き手が〈受け取り〉したことで、この発話によって遂行された発語内行為の種類自体が〈拒否〉でなく〈同意〉となったのだとされる^{*38}。

このうち、もし制定説が正しいとした場合、ある発話がどのような発語内行為なのか、そして、それが適切なものと認められるかといった点は、聞き手の判断にも依存して決定されることとなる^{*39}。そのため、特定の主張の規範の妥当性を示す際には、主張の聞き手にどのような力が認められるか、という点についても検討が必要となる。

①②を擁護しようとする場合には、以上に示した課題のすべてに対し、あらゆる場面で等しく〈主張〉を構成／統制する主張の規範を持ち出し、統一的な説明を与える必要がある。なぜなら、主張が適切に遂行されるために必ず満たす必要があるものとして主張の規範を理解する以上、この規範が例外なく各種の主張実践を構成／統制していると示す必要があるからである。仮になんらかの例外事例を認めるにしても、単にアドホックなものではなく、説得的な根拠を併せて提示する必要がある。

他方で、③の立場にあっては、そうした課題は生じない。というのも、この立場では、主張の規範を、それを満たすことで主張としての信頼性がより高く保証されると判断できる指標としては認めつつも、主張を適切に行う上で必ず満たす必要がある規範とまで見做す必要はない、と理解することができるからである。すでに述べたように、我々がある発話実践で適切な〈主張〉と認めるものをそのまま適切な主張として認める、といった立場も③であれば採用できる。そのため、現状、①②の立場は③に比して解決すべき課題が

^{*38} この両立場のうち、従来からある標準説は承認説であり、制定説は比較的最近、少数の論者により支持を集め始めているという状況である(cf. McDonald, 2021)。そうした制定説の支持者としては、(Kukla, 2014; Langton, 2018; Tanesini, 2020; Harrison & Tanter, 2025)。

^{*39} ただし、制定説には、聞き手の受け取り次第で話し手が任意の発語内行為をしたことになってしまうという〈発語内行為のハンプティ・ダンプティ問題〉や、話し手が性行為等に対して通常〈拒否〉と見做されるふるまいをしたにもかかわらず、聞き手が同意と受け取りして行為をした際に、同意のない権利侵害行為をしたかどで聞き手の責任を追及することができなくなる、といった複数の深刻な問題が指摘されている(cf. McDonald, 2021)。そのため制定説の支持者も、Kukla(2014)などが提唱した初期の制定説の理論を修正する形で、こうした問題への対処を試みている(cf. Harrison & Tanter, 2025)。

多い立場であり、少なくともそれら課題が解決され、主張の規範のヴァリエントのうちいずれかの妥当性が示されない限り③を採用する、といった方針がより穏当だと評価できる。

5 結論

本稿では、主張の規範をめぐる代表的な論者たちの各見解を、次の点から整理した。まず、C ルールの条件 C にどのような内容を代入するか、という点から主張の規範のヴァリエントを分類し、その上で、こうした主張の規範をどのような地位のものに見做すかという点から、各論者の立場を 3 つに区分した。それぞれ、①主張の規範を構成的規則と理解する立場、②主張の規範を統制的規則と理解する立場、③そのいずれでもないという立場である。

本稿は、こうした諸立場のうち、いずれの立場が正しいかという論証を与えることを目的とするものではないため、この点には踏み入らないが、これまでの節で確認してきたように、現状、主張の規範を構成的規則や統制的規則と理解する①②の立場は、③に比して擁護が難しい立場だと言える。確かに、先述したように、場合によっては 2 節で見た主張の規範のヴァリエントのうち、いずれかがその適切性の決定にレリヴァントな場面はあるかもしれない(この点については本稿注 26 も参照のこと)。また、主張の規範を満たす発話は、知識であったり信じるのが合理的であったり真であったりすることが担保されるので、一般にそれを満たさない発話に比べて信頼性の高いものとなる傾向があるだろう。しかしながら、上述のように、それが必ずすべての主張を構成／統制すると見做すべき根拠は十分与えられていないし、それを満たさずとも証言知の伝達を行える可能性のある発話も存在する。よって、現状をまとめると、次の(A)(B)のうち、(A)は妥当だが(B)の正しさは裏付けられていないと言える。

(A) 主張の規範を満たす〈主張〉を通じた証言の信頼性は、一般に高いと見做してよい

(B) 主張の規範を満たさないならば、その発話は主張と認められず、かつ、信頼可能な証言としても受け入れられえない

そのため、改めて繰り返すと、主張の規範は、確かに証言の信頼性が担保されていることを測る指標になるが、それを満たさないものを主張・証言と認めず退けることまでは現状できないのである。

よって、この規範を満たさない発話の中にも証言知の伝達に資する主張が存在しうると考え、それらの発話による証言知の伝達可能性の有無・伝達メカニズムも分析していかなければならないのである。たとえば自己成就的主張は、先述したように、現在有力とされる主張の規範のいずれも満たさないが、知識伝達可能性のある主張の一種である可能性がある。もし 4 節で見た課題を解消しないまま、特定の主張の規範を採用して証言の認識論等の議論を展開すると、その規範を満たさないこうした自己成就的主張などの適切性の有無を不当に評価し、また、そうした主張によって証言知が獲得されるメカニズムの特定可能性を閉ざしてしまうことになる。これは、証言の認識論が本来扱うべき証言の事例を排除し、分野の新たな発展を妨げたり、ごく限られた範囲の証言実践の分析しかできないものにしてしまったり、といったデメリッ

トをもたらしうる。

そのため、なんらかの主張の規範が常にすべての主張を構成ないし統制するとする①②を擁護しつつ生産的な議論を行っていきたいと望むならば、現在様々な課題があることを認識した上で、その課題を踏まえてなお展開可能な議論を検討したり、課題自体の解消を目指したり、といった作業が不可欠である。その際には、様々な種類の主張、主張実践が行われる談話コミュニティの差異、聞き手がもたらす影響の有無、といった点をすべて踏まえた上で、あらゆる主張を構成／統制する規則としての主張の規範を擁護せねばならない。他方、③の立場は、そうした論証がなされない間は、主張の適切性の有無を我々の言語実践における合意等に基づいて便宜的に判断し、特殊な種類の主張の検討などを行うことも許される。よって、①②の課題が解消されない時点では、③の立場を方法論的に採用するという方針が最もよく支持されることになると考えられる。

付記

本研究は、科研費 25K16063 の助成を受けたものです。

謝辞

本論文の草稿に対して有益なご助言をくださった二名の匿名査読者に感謝申し上げます。

参考文献

- [1] Alston, W. P. (2000). *Illocutionary Acts and Sentence Meaning*. Cornell University Press.
- [2] Austin, J.L., (1962). *How to do Things with Words* (2nd edition), J.O. Urmson and M. Sbisà (eds.). Harvard University Press.
- [3] Bach, K. (2008). "Applying Pragmatics to Epistemology," *Philosophical Issues* 18(1): 68-88.
- [4] Besson, C. & Hattiangadi, A. (2020). "Assertion and the Future," In S. Goldberg(ed.), *The Oxford Handbook of Assertion*. Oxford University Press.
- [5] Brown, J. (2013). "Cognitive Diversity and Epistemic Norms," *Philosophical Issues* 23(1): 326-342.
- [6] Cull, M. J. (2022). "Three Arguments against Constitutive Norm Accounts of Assertion," *Disputatio* 14(64): 27-40.
- [7] DeRose, K. (2002). "Assertion, Knowledge, and Context," *Philosophical Review* 111(2): 167-203.
- [8] Dethier, C. (2022). "Science, Assertion, and the Common Ground," *Synthese* 200(1): 1-19.
- [9] Dinges, A. (2023). "Assertion and Certainty," *Philosophical Quarterly* 74(1): 169-186.
- [10] Fleisher, W. (2019). "Endorsement and Assertion," *Noûs* 55(2): 363-384.
- [11] Fricker, E. (2012). "Stating and Insinuating," *Aristotelian Society Supplementary Volume* 86(1):

61-94.

- [12] García-Carpintero, M. (2022). “How to Understand Rule-Constituted Kinds,” *Review of Philosophy and Psychology* 13: 7-27.
- [13] Gaszczyk, G. (2022). “Norms of Speech Acts,” *Studia Semiotyczne* 36(11): 45-56.
- [14] Goldberg, S. (2015). *Assertion: On the Philosophical Significance of Assertoric Speech*. Oxford University Press.
- [15] Green, M. (2021). “Speech Acts,” In Edward N. Zalta (ed.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2021 Edition).
- [16] Hinchman, E. (2020). “Assertion and Testimony,” In S. Goldberg (ed.), *Oxford Handbook of Assertion*. Oxford University Press.
- [17] Harrison, R. E. & Tanter, K. (2025). “Whose Uptake Matters? Sexual Refusal and the Ethics of Uptake,” *Philosophical Quarterly* 75(2): 539-559.
- [18] Hawthorne, J. (2004). *Knowledge and Lotteries*. Oxford University Press.
- [19] Iacona, A. (2011). “Future Contingents,” In J. Fieser & B. Dowden, *Internet Encyclopedia of Philosophy*.
- [20] ———(2022). “Knowledge of Future Contingents,” *Philosophical Studies* 179(2): 447-467.
- [21] Ichikawa, J. J. & Steup, M. (2024) “The Analysis of Knowledge,” In Edward N. Zalta & Uri Nodelman (eds.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2024 Edition).
- [22] Johnson, C. (2015). “Testimony and the Constitutive Norm of Assertion,” *International Journal of Philosophical Studies* 23(3): 356-375.
- [23] ———(2017). “What Norm of Assertion?” *Acta Analytica* 33: 51-67.
- [24] Keller, P. (2024). “Testimony by Presupposition,” *Erkenntnis* 89(6): 2149-2167.
- [25] Kelp, C. & Simion, M. (2025). “A Social Epistemology of Assertion,” In J. Lackey, and A. McGlynn (eds.), *The Oxford Handbook of Social Epistemology*. Oxford Handbooks.
- [26] Kukla, R. (2014). “Performative Force, Convention, and Discursive Injustice,” *Hypatia* 29(2): 440-457.
- [27] Lackey, J. (2007). “Norms of Assertion,” *Noûs* 41(4): 594-626.
- [28] ———(2008). *Learning from Words: Testimony as a Source of Knowledge*. Oxford University Press.
- [29] Lagerspetz, E. (2006). “Institutional Facts, Performativity and False Beliefs,” *Cognitive Systems Research* 7(2-3): 298-306.
- [30] Langton, R. (1993) “Speech Acts and Unspeakable Acts,” *Philosophy & Public Affairs* 22(4): 293-330.
- [31] ———(2018). “Blocking as Counter-Speech,” In D. Fogal, D. W. Harris & M. Moss(eds.), *New Work on Speech Acts*.
- [32] Liberto, H. “Threats, Warnings, and Assertions,” In S. Goldberg(ed.), *The Oxford Handbook of*

Assertion. Oxford University Press.

- [33] Mandelkern, M & Dorst, K. (2022). "Assertion Is Weak," *Philosophers' Imprint* 22(19): 1-20.
- [34] Marsili, N. (2019). "The Norm of Assertion: a 'Constitutive' Rule?" *Inquiry: An Interdisciplinary Journal of Philosophy*: 1-22.
- [35] ———(2021). "Lies, Common Ground and Performative Utterances," *Erkenntnis* 88(2): 567-578.
- [36] ———(2023). "Towards a Unified Theory of Illocutionary Normativity," In L. Caponetto & P. Labinaz(eds.), *Sbisà on Speech as Action*. Springer Verlag.
- [37] ———(2024). "The Definition of Assertion: Commitment and Truth," *Mind & Language* 39(4): 540-560.
- [38] Marsili, N & Wiegmann, A. (2021). "Should I Say That? An Experimental Investigation of the Norm of Assertion," *Cognition* 212: 1-13.
- [39] McDonald, L. (2021) "Your Word against Mine: The Power of Uptake," *Synthese* 199: 3505-3526.
- [40] Moran, R. (2005). "Getting Told and Being Believed," *Philosophers' Imprint* 5: 1-29.
- [41] Santelli, A. (2021). "Future Contingents, Branching time and Assertion," *Philosophia* 49: 777-799.
- [42] Sbisà, M. (2009). "Uptake and Conventionality in Illocution," *Lodz Papers in Pragmatics* 5(1): 33-52.
- [43] ———(2023). *Essays on Speech Acts and Other Topics in Pragmatics*. Oxford Academic.
- [44] Searle, J. (1999). *Mind, Language and Society: Doing Philosophy in the Real World*. Basic Books.
- [45] ———(2010). *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*. Oxford University Press.
- [46] Simion, M. (2016). "Assertion: Knowledge Is Enough," *Synthese* 193(10): 3041-3056.
- [47] Stalnaker, R. C. (1978). "Assertion," In C. Peter (ed.), *Pragmatics*. Academic Press.
- [48] ———(2002). "Common Ground," *Linguistics and Philosophy* 25(5): 701-721.
- [49] Suda, Y. (2023). "The Recovery Problem's Threat to Consent Testimony," *Disputatio* 15(70): 351-370.
- [50] Tanesini, A. (2020). "Silencing and Assertion," In S. Goldberg (ed.), *The Oxford Handbook of Assertion*. Oxford University Press.
- [51] Turri, J. (2013). "The Test of Truth: An Experimental Investigation of the Norm of Assertion," *Cognition* 129(2): 279-291.
- [52] ———(2015). "Knowledge and the Norm of Assertion: A Simple Test," *Synthese* 192(2): 385-392.
- [53] ———(2016). *Knowledge and the Norm of Assertion: An Essay in Philosophical Science*. Open Book Publishers.
- [54] Weiner, M. (2005). "Must We Know What We Say?" *Philosophical Review* 114(2): 227-251.
- [55] ———(2007). "Norms of Assertion," *Philosophy Compass* 2(2): 187-195.
- [56] Whiting, D. (2013). "Stick to the Facts: On the Norms of Assertion," *Erkenntnis* 78: 847-867.

[57] Williamson, T. (2000). *Knowledge and its limits*. Oxford University Press.

著者情報

須田 悠基(新潟大学)